

北上市介護保険規則の一部を改正する規則

北上市介護保険規則（平成12年北上市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(居宅介護サービス費等の額の特例等)</p> <p>第3条 <u>法</u>第50条の居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の規定についての給付割合は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災により被災した第1号被保険者の介護保険料減免の特例)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定の<u>適用</u>は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間において、当該年度内の納期に係る保険料の額の減免について適用する。</p> <p>3 第1項の規定の<u>適用</u>は、平成24年3月分から平成24年9月分までの保険料の額の減免について適用する。ただし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴うものであって、次の各号に掲げる避難指示等の対象地域の第1号被保険者の保険料の減免についての適用は、<u>令和5年3月分</u>までとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(居宅介護サービス費等の額の特例等)</p> <p>第3条 <u>介護保険法</u>（平成9年法律第123号。以下「<u>法</u>」という。）第50条の居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の規定についての給付割合は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災により被災した第1号被保険者の介護保険料減免の特例)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間において、当該年度内の納期に係る保険料の額の減免について適用する。</p> <p>3 第1項の規定は、平成24年3月分から平成24年9月分までの保険料の額の減免について適用する。ただし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴うものであって、次の各号に掲げる避難指示等の対象地域の第1号被保険者の保険料の減免についての適用は、<u>当該各号に定める期間</u>までとする。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 旧避難指示区域等（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点をいう。）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点をいう。）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。）及び令和元年度に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域をいう。）をいう。以下同じ。）の者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この附則、別表第1及び別表第2において同じ。）が633万円未満のもの

(2) 旧避難指示区域等（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点をいう。）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点をいう。）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。）、令和元年度に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域をいう。）及び旧特定復興再生拠点区域（令和4年6月12日、令和4年6月30日、令和4年8月30日又は令和5年3月31日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この附則、別表第1及び別表第2において同じ。）が633万円未

(東日本大震災により被災した要介護被保険者等の給付割合の特例)

第3条 [略]

2 前項の給付割合の特例を受ける被保険者は、次に掲げる者のうち令和2年度又は令和3年度の住民税非課税世帯に属するものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 帰還困難区域等の者又は旧避難指示区域等の者であって、合計所得金額が633万円未満のもの

(7) [略]

(8) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による緊急時避難準備区域に係る平成25年8月6日以前の原子力災害対策本部長の指示(以下「本部長指示」という。)があった日以降に、新たに結婚その他これに準ずる理由により、第6号の規定による免除措置を受ける世帯に属することとなった者

(9) 前各号に該当する被保険者であって、平成23年3月11日以降に特定被災区域から他の市町村に転入した者

3 給付割合の特例の適用は、平成23年3月11日(前項第6号

満のもの 令和6年3月分

(3) 旧特定復興再生拠点区域の者であって、合計所得金額が633万円以上のもの 令和5年9月分

(東日本大震災により被災した要介護被保険者等の給付割合の特例)

第3条 [略]

2 前項の給付割合の特例を受ける被保険者は、次に掲げる者とする。

(1)～(5) [略]

(6) 前条第3項第1号又は第2号に該当する者

(7) 前条第3項第3号に該当する者

(8) [略]

(9) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による緊急時避難準備区域に係る平成25年8月6日以前の原子力災害対策本部長の指示があった日以降に、新たに結婚その他これに準ずる理由により、第6号の規定による免除措置を受ける世帯に属することとなった者

(10) 前各号のいずれかに該当する被保険者であって、平成23年3月11日以降に特定被災区域から他の市町村に転入した者

3 給付割合の特例の適用は、平成23年3月11日(前項第6号

に該当する被保険者については、内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長の指示があった日又は旧避難指示解除準備区域の指定解除の公示のあった日、前項第7号に該当する被保険者については免除を受ける世帯に属することとなった日）から令和3年12月31日（前項第6号又は第8号に該当する被保険者は令和5年2月28日）までの間に前項に規定する給付割合の特例を受ける対象者（以下「対象被保険者」という。）が受けた介護サービスについて適用するものとする。ただし、前項第3号に該当する被保険者については、同日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた介護サービスについて適用するものとする。

4 [略]

附則別表（附則第2条関係）

区分	損害の程度	前年中の世帯の合計所得金額	減免割合
[略]			
<u>帰還困難区域等の者又は旧避難指示区域等の者</u>			<u>100パーセント</u>

及び第7号に該当する被保険者については、内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長の指示があった日又は旧避難指示区域等の指定解除の公示のあった日、前項第8号に該当する被保険者については免除を受ける世帯に属することとなった日）から令和3年12月31日（前項第6号又は第9号に該当する被保険者にあつては令和6年2月29日、前項第7号に該当する被保険者にあつては令和5年9月30日）までの間に前項に規定する給付割合の特例を受ける対象者（以下「対象被保険者」という。）が受けた介護サービスについて適用するものとする。ただし、前項第3号に該当する被保険者については、同日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた介護サービスについて適用するものとする。

4 [略]

附則別表（附則第2条関係）

区分	損害の程度	前年中の世帯の合計所得金額	減免割合
[略]			
<u>附則第2条第3項第1号に掲げる者</u>			<u>100パーセント</u>
<u>附則第2条第</u>	<u>平成26年までに指定が解除された旧避難</u>		<u>50パーセント</u>

				3項第	<u>指示区域等の者</u>			
				2号に	<u>平成27年以降に指定</u>			<u>100パー</u>
				掲げる	<u>が解除された旧避難</u>			<u>セント</u>
				者	<u>指示区域等の者</u>			
				附則第2条第3項第3号に掲				<u>100パー</u>
				げる者				<u>セント</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の北上市介護保険規則（以下「新規則」という。）附則第3条の規定は、令和5年3月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新規則の規定は、令和5年4月分以降の介護保険料の減免の特例又は令和5年3月1日以降に利用した介護サービスに係る給付割合の特例について適用し、令和5年3月分（被保険者が令和4年度末にその資格を取得したことにより、令和5年4月以後に納期限が到来するものを含む。）以前の介護保険料の減免の特例又は令和5年2月28日以前に利用した介護サービスに係る給付割合の特例については、なお従前の例による。